

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 411 号）

〔 特定個人に係る行政文書公開請求公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 25 日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 11 月 8 日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

これまでに〇〇市在住の〇〇氏が請求した行政文書公開請求書全て

- 2 同月 12 日付けで、実施機関は、条例第 13 条第 2 項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、行政文書公開請求書記載の者が本府に対し行政文書公開請求を行っているか否かという情報を公開することになるため。

- 3 同月 25 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

〇〇氏が公人として職務で請求した行政文書公開請求については公開しても問題は無い。よって公開すること。

- 2 反論書における主張

「弁明の理由」において、「〇〇教諭が公人として職務で請求した行政文書公開請求を証する事実が見当たらない」旨主張しているが、〇〇教諭本人が公務として行政文書公開請求をした旨を主張していることを確認しているので、当該弁明は失当である。よって正しく決定すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

大阪府においては、条例に基づき、情報公開に関する決定を行っているが、条例第 12 条においては、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」とされている。

本件請求において記載された行政文書を特定するに足りる事項は「これまでに〇〇市在住の〇〇氏が請求した行政文書公開請求書全て」であるが、これに対しては、文書の存否を明らかにするだけで、行政文書公開請求書記載の者が本府に対し行政文書公開請求を行っているか否かという個人情報を公開することとなる。

従って、本件請求について条例第 10 条第 1 項第 2 号該当事由であるとして条例第 12 条により存否応答拒否の決定を行ったことが適法であることは明白である。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害し、あるいは、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第 2 条第 1 項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

- (1) 条例第 12 条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する

ことができる」と定めており、「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなる」とは、

- ・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件1」という。）、
- ・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件2」という。）をいう。

本件請求は、これまでに〇〇市在住の〇〇氏が請求した行政文書公開請求書全ての公開を求めるもので、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

(2) 本件請求について、要件アからウの該当性を検討する。

ア 特定の個人の氏名は、要件ア及びイに該当する。

イ 要件ウについて検討するに、審査請求人は、〇〇教諭が公人として職務で請求した行政文書公開請求書については、公開するべきであると主張する。

この点、「〇〇教諭が公人として」を前提として検討するところ、〇〇氏は公立学校の教諭、すなわち公務員であり、職務に関連する情報は説明責任を果たすべく公開する意義も考えられるが、一方で、公務員の一人としての権利利益は、保護する必要がある、その点も考慮して判断しなければならない。

そこで、どのような情報が職務に関連する情報であるかを検討する。職務に関連する情報に該当するか否かは、本件請求の対象となっている行政文書（行政文書公開請求書）が、例えば職務命令に基づいて作成されたものであると認められるような場合には、職務に関連する情報として公開も検討すべきであるが、これに該当すると判断できない場合は、公務員の一人としての行為であると評価するのが相当である。

本件請求の対象となっているのは、公立学校の教諭が作成した行政文書公開請求書である。これが、例えば職務命令に基づいて作成されたと認められるような場合には、職務に関連する情報に当たるとして公開も検討すべきであるが、本件請求の対象となっている行政文書（行政文書公開請求書）は、職務命令に基づいて作成されたものであるか否かを判別することができないため、実施機関が、行政文書公開請求を行っている事実を職務に関連する情報に該当しないと判断したことは不合理ではない。

本件請求の内容は、特定の個人が、大阪府に対し、行政文書公開請求を行っている事実があることが前提とされているところ、当該事実は、個人の思想にも関わる場合もあることから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件ウに該当する。

(3) 本件請求について、要件1及び2の該当性を検討する。

特定の個人が、大阪府に対し、行政文書公開請求を行っている事実は、個人情報に該当するのであり、当該事実が存在したか否かを明らかにすることにより、個人情報を公開することになるため、要件1に該当する。

特定の個人が、ある事柄に対して関心を有しており、そのことについて行政文書公開請求を行っているという事実が公開されると、特定の個人の、他人に自己の情報を知られたくないという法的保護に値する利益を侵害するおそれがあると認められ、条例第9条第1号によって保護すべき利益が損なわれるといえるので、要件2に該当する。

以上のことから、条例第12条の要件に該当する。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋